



住民の地域づくりを支える文化財行政の展開(第1部 報告)

坂井, 秀弥

(Citation)

歴史文化をめぐる地域連携協議会予稿集, 9:7-14

(Issue Date)

2011-01-30

(Resource Type)

conference object

(Version)

Version of Record

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/81002695>



住民の地域づくりを支える文化財行政の展開

坂井秀弥（奈良大学文化財学科）

1. 文化財行政と地域史研究

- ・「考古学」と「古代史」。新潟県教委で縄文時代から中世までの遺跡調査担当。
- ・地域に根ざす遺跡調査から見える、現代につながる歴史・文化。地域史の重要性

2. 文化財のあり方

1) 文化財の二面性

- 文化財（遺跡）は、①文化財（国民の財産）、②学術資料の2つの側面をもつ。
- 行政目的の発掘調査は、文化財保護を目的としたもので、学術研究を目的として行われるわけではない。しかし、両者は法律上も、表裏一体の関係にある。
 - ・文化財保護法における史跡の定義（第2条）は、「貝づか、古墳、途上後、城跡、旧宅その他の遺跡でわが国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの」
 - ・考古学等の学術研究は文化財の内容・価値を明らかにするために不可欠のもの。
- 「文化財保護法」における文化財の定義（第3条）
 - ①「わが国の歴史、文化等の正しい理解のために欠くことができないもの」
 - ②「将来の文化の向上発展の基礎をなすもの」

2) 文化財の特性

- 文化財は過去の人々の営為を伝えるものということの重視。
 - ・自分と「文化財」のつながりに関心がある。郷土への愛着と誇り。
 - ①奈良大学通信教育部の卒論テーマ
 - 21年度：161人の7割以上が地域の歴史文化に関すること
 - ②保存された青森県三内丸山遺跡と残らなかった北海道中野B遺跡
 - ・外からの視点をもつ保護運動のリーダー（石見銀山・鞆の浦など）
 - ・文化財（cultural properties）より遺産（heritage：伝承・伝世物）
- 法令で定める文化財の範囲はきわめて狭い（埋蔵文化財のみかなり広い）。
 - ・人びとが大切に遺したい、伝えたいと思ひものは「文化財」のごく一部。

3. 日本の文化財行政の特性と課題

1) 埋蔵文化財主体の体制

- ・全都道府県と2/3の市町村に専門職員が配置。世界に類を見ない体制。
- ・専門職員は埋蔵文化財担当（おもに考古学専攻）中心で、他の分野はまれ。
- ・埋蔵文化財専門職員が文化財の全分野を担当することになる。

2) 郷土意識と埋蔵文化財

- ・国民の奈良・京都中心史観と、その表裏をなす「郷土」に対する劣等感。
- ・歴史の古さによる郷土の正統性を重視する傾向。

- ・埋蔵文化財重視の背景、建造物における創建時の重視
- ・国指定史跡であっても市町村を中心とした地域が保存管理を担う仕組み。

3) 埋蔵文化財の特性と現体制の課題

- 考古学・文献などからみた現在の地域社会の成り立ち
 - ・現集落は中世後期、都市は近世初期に成立するものが多いと考えられる。
 - ・現代につながる歴史において、近世以降の比重は重い。
- 埋蔵文化財は中世以前が主体、廃絶・埋没した様態、基本的に有形。
 - ・近世以降の時代に対する意識が弱くなりがちで、歴史が現代につながらない。
- 文化財行政の目的は文化財の保存活用により国民・住民の生活を豊かにすること。
 - ・地域主体、住民本位の地域づくりのためには、文化財行政は埋蔵文化財以外の多様な文化財を総合的に保存・活用することが重要。
 - ・住民が生涯にわたり文化財と触れ合うことができる、地域における生活の構築が求められる。都市計画を含む地域づくりにつながるものである。

4. 地域住民と行政の連携

1) 住民による地域調査

- 岩手県地元学の集落点検
 - ・住民自らが集落を調査する。→歴史文化基本構想の調査にもみられる。

2) 住民による遺跡の保存活用

- 滋賀県大津市の源内峠遺跡復元委員会
 - ・活動に対して大津市が補助金の支援
- 守山市史跡下之郷遺跡の「じいちゃんず」
 - ・弥生時代の史跡の地元住民による活用事業（機械化以前の稲作学習等）

3) 行政のしくみづくり（現代の生活空間を対象にした保護制度）

- 伝統的建造物群、登録有形文化財、登録記念物
- 文化的景観の保護制度創設（棚田・里山から産業・都市まで）
- 文化庁「歴史文化基本構想」
 - ・歴史まちづくりにつなげる地域の文化財の総合的把握と保存・活用計画
- 歴史まちづくり法（地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律）
 - ・国交省・文科省・農水省の共管（文化財、都市計画・建設等の連携不可欠）

4) 太宰府市の市民遺産と景観・歴史まちづくり計画

- 市民が大切だと思うものを市民遺産に認定し、景観法・歴史まちづくり法を組み込む制度。すでに条例制定し、平成 23 年度から施行。

5) 住民・専門家・行政の三位一体の重要性

- ・文化財は国民の財産であり、文化財の恩恵を受けるべき者は国民・住民。
- ・国民・住民が文化財の恩恵を感じてこそ、文化財の大切さを知ることにより、よりよく守り伝えることが可能となる。
- ・そのためには、専門家（学術的支援）、行政（制度・財政的支援）が住民と一体となって推進することが最も重要である。
- ・行政の専門担当職員は専門家と行政の二つの立場をもつ。



元気の出る博物館を

歴史教育委員 井上 慶隆
新潟県立歴史博物館 館長

山の分校

昭和三十三年に私が赴任した十日町高校仙田分校は、冬は十日町まで雪道一五キロを歩く、いわゆる僻地にあった。生徒は素朴で人なつこかったが、間もなく、彼らがひどく萎縮していること、その原因の一つが学校にあることに気付いた。

「国語の教科書に辰野隆『坊っちゃん管見』が載っていた。『地方人は狡猾で、ひきょうで、けちくさく、陰険で欲張りであ

る。『坊っちゃん』のいたるところに、いなかっぺいに対する憎悪と侮蔑が露骨に出ている」という文に、生徒はいやな気がすると言った。

中学のころを振り返った作文で、ある生徒は「集約農業の話が出た時、先生は『馬鹿な話ですね。こんな三反や二反ばかりの田を耕していないで都会に出て何かになれば良いのに』と言われた。馬鹿なことですね、都会に出て、という言葉が強く胸をうった。自分はその時、い

やな先生がいるなあと思った」と書いた。

教科書も教員も、どうもおかしい。なぜこんな、と考えながら山の分校から眺めると、日本文化がすけて見える。教科書をつくる東京は、欧米に劣等感を持ちながら、地方を見下す。教員養成の新潟は、東京に劣等感を持ちながら、仙田を見下す。仙田の先に見下せる所はないから、劣等感だけがたまる。欧米と東京と新潟と仙田の間のコンプレックスを除去し、イコールで結べないものか。そうできれば、それが同時に真の国際性では。しかし初任の自分に何ができるというのか。

山の分校で悩んだおかげで、私は半年たたたぬ間に「教育とは、ほむることと見つけたい」という原点を得た。こんないい生徒と地域だ、本気でほめ抜けばいいのだ。ここから自信を持つた生徒が育てば日本も変わるだろう。

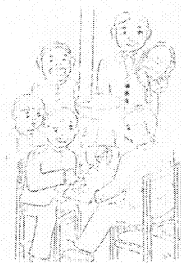
しかし安易なほめ言葉はかえって軽侮を招く。資料の博覧と実証が不可欠である。

北越雪譜と新田開莞

生徒との対話につとめる一方で、雪と人とを理解するため、国語の教材に北越雪譜を使った。生徒数が少ないから、ストープを閉んで、ゼミのような授業だった。カンジキやスカリの記述に比べると、雪譜は無口な生徒が作り方を熱心に説明してくれる。

初任給一万円の時、まだ三千円で版本が手に入った。実物を生徒に示しながら、私は私で異本校舎を始めた。

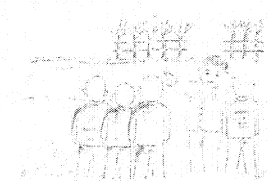
もちろん、私の主戦場は日本史。ほとんどが農民である彼らをどうほめ、どう誇りを持たせるか。さまざま試みた末、視覚的に理解させられる農業土木史・新田開発史に重点をおくという方向に活路を求めた。まだ近世文書を読解する能力がなか



のうちに、やはり山の分校で得た初心だと覚悟が決まると、三湯千拓の故地に建てられた興農館高校に転勤した。県史編さん室勤務をはさんで、興農館と西川竹園高校の教壇にこたわったのは、工事の主役をつとめた百姓の直系の子孫である生徒に、すぐ近くの新川を指さしながら「お前たちのジイチャンのジイチャンのまたジイチャンは、お上の援助もあてにせず、延べ一九九万人の大海戦術で二十数メートルの砂山を割って新川を掘り、さらに当時最新の技術で新川と西川を立体交差させた。すごい御先祖だ。新潟県はダメだ

歴史博物館への期待

ただ、授業していても、次第に田舟も踏車もハザ木も姿を消し、説明に苦勞するようになってきた。それらを県立歴史博物館で、最新の手法と機器で立体的に見せてくれ



なんてくよくよしないで、元氣を出せ」と言いたかったからである。

るといふ。まことにありがたい。生徒と回つたら、効果は絶大であろう。ぜひとも的確な資料を集め、実学得意の県民気質で解明して展示し、それらの物と物を、越佐をほめてほめてほめ抜く哲学と論理で結んでほしい。

その結果、スマートな評論家や学者から、泥くさいとか学界の動向とずれるとか言われても、それは二義的で、やむをえない。地元定着率抜群の私の教え子が、ぐるっと一巡した後で、「新潟県人って、いいところあるんだね。先生、オレ元氣が出たよ」と言ってくれるような博物館であるならば。

萬代橋(新潟市)

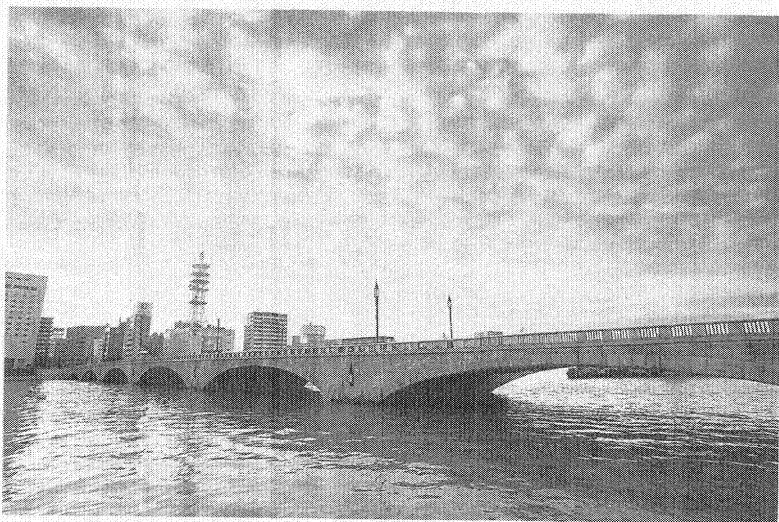
大河にゆつたり 昭和モダン

萬代橋には「昭和モダン」という言葉が似合う。橋中央から西岸に向かって径が小さくなる六つのアーチと、御影石による側面の化粧は、均整のとれた彫像みだいだ。新潟市のシンボルであるこの一帯で、もうすぐ恒例の新潟まつりが始まる。

〈メモ〉長さ306.9m、幅22m。現在の橋は3代目。1886年完成の初代は約780m、当時日本一長い木造橋だった。川を挟んだかつての新潟市と沼垂(ぬつたり)町は、架橋により人や物の往来が増え結びつきが強くなり、後に合併。橋は市発展のきっかけとなった。

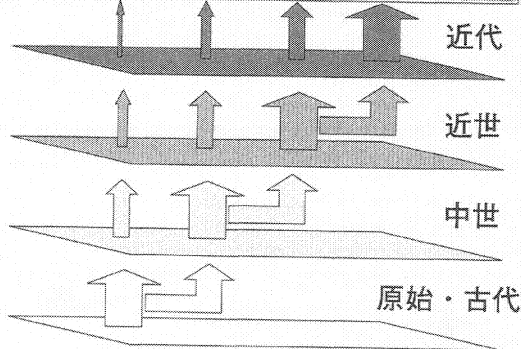
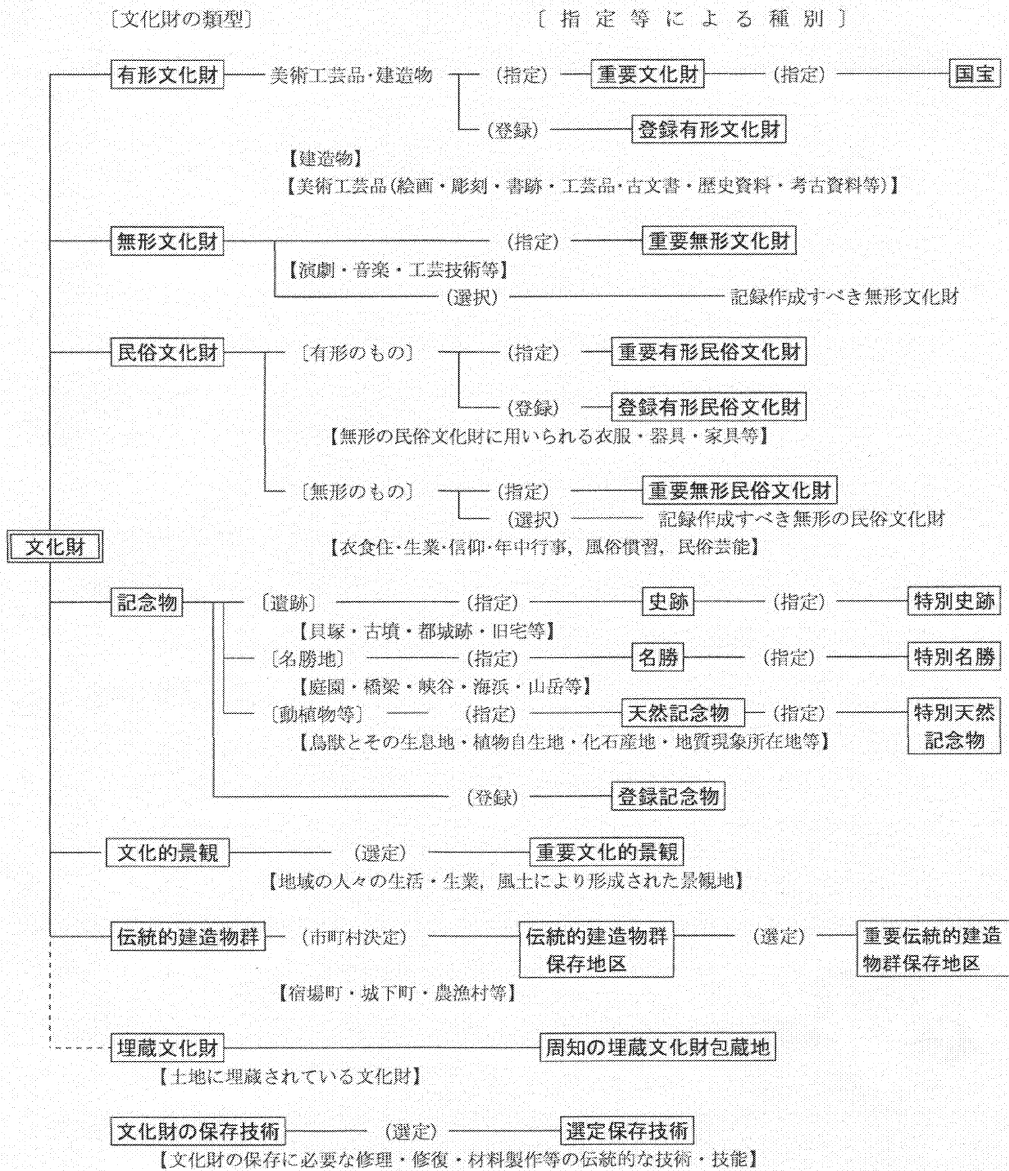


橋に願いを



①夕暮れ時の萬代橋。国道にかかる橋で重文指定を受けたのは東京の日本橋に次ぎ2列目=近藤太智撮影②露店「萬代橋ショップ」と保坂芳樹さん

○ 文化財保護制度の体系



現代景観の歴史的レイヤー構造

(杉本 2008)

2 関・霜畑地区集落点検

地域資源の 再点検をしよう

「地域のみならず考える地域づくり」の実践として、11月6日、集落点検が開催された。自分たちの地域にどんな資源があるのか、自分たちで点検して歩いてみようという「地元学」的な取り組みである。

点検のポイントは「守るべきもの」「つくるべきもの」「直すべきもの」(CNC)と「直すべきもの」(CNC)。「守るべきもの」とは、興味を引かれるもの、面白いもの、今のまま残したいものなど。「直すべきもの」とは改善を要するもの、直した方が良くなるもの、復元したいもの(かつてあったもの)など。分類に迷ったら「守るべきもの」に含めておく。



フィルム一枚目には必ずメンバーの集合写真を撮る。

班分け

関・霜畑地区を8つのエリアに分け、第1班から第8班までの集落点検班を組織。ほかに第9班として、地域の神社などを点検して歩く「信仰班」を設けた。参加者が多かったため、1つの班は10人前後で構成することになった。

班内での役割分担

班ごとにテーブルに着いたら、まず自己紹介をしてチームワークの大地をつくる。それから次の役割分担を話し合って決める。

- 1 案内人
メンバーが見つけた「もの」について、これは何なのか説明する。地域に詳しいお年寄りにあらかじめ参加をお願いしておく。
- 2 記録係
見つけた「もの」を地図に記入し、それに関する説明メモも地図に書き添える。今回は1班の人数が多いので、案内人のそばに付いている正規の記録係のほかに、他の参加者の意見なども記録できるようにサブの記録係も設けた。
- 3 写真係
見つけた「もの」を写真におさめる係。
- 4 点検係
「もの」を探して歩く係。基本的には参加者全員が点検係を兼ねている。

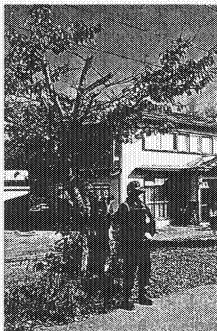
用具

- 1 集落点検マップ(下書き用)
全員が持つて歩く。今回は市販の地図ではなく、航空写真を使用。一家や田畑の形がわかるので、市販の地図より見やすいと、地元の人々に好評だった。
- 2 画板
点検マップに記入しやすいように、点検係に配る。
- 3 三色ボールペン
全員に配布。「守るべきもの」と「直すべきもの」を色分けして記入する。
- 4 カメラとフィルム(3本)
写真係が持つ。

集落点検の実践

関小学校の跡地。校舎はないが校門の校の木に思い出がよみがえる。

集落点検の様子



関地区は柿の木が多い。子どもの頃はこっぴどく食べたものだったね。

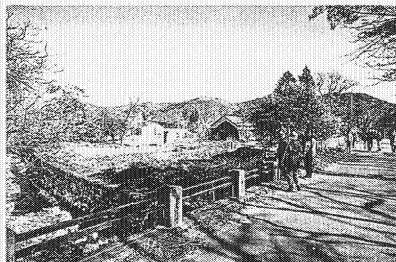


関地区は柿の木が多い。子どもの頃はこっぴどく食べたものだったね。

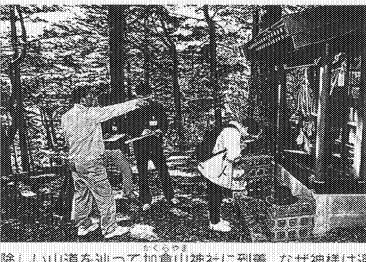


集落点検を始める前と、フィルム交換をした際は、フィルムの一枚目にメンバーの集合写真を撮る。写真が出来上がってきた際、どの班の写真かすぐにわかるようにするためである。

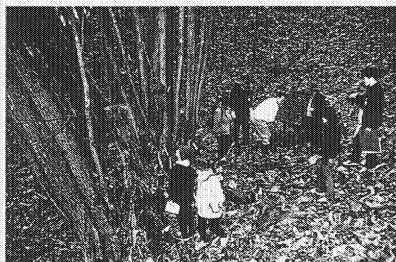
点検は周りの景色を眺めながら、ゆつくりと歩く。ルートからちょっと寄り道しても構わない。「守るべきもの」や「直すべきもの」



平庭高原を水源とする「岩手名水20選」の清水川。この橋の角にはかつて水を活用した工場があった



険しい山道を通って加倉山神社に到着。なぜ神様は遠くにあるのかの問いに「案としては神様の御利益がないですよ」と地元の戸崎さんが答えてくれた。



柱の大木の幹根に地区の水源である湧水があり水神さまが祀ってある



神社仏閣は、地域の文化を象徴する貴重な地域資源。樹齢300年の大ケヤキのある八幡宮前にて



Program

瀬田の鉄ちゃん

《 第一部 》

- 1) 県立近代美術館 開場 受付開始
- 2) 開会宣言 総合司会 萩本 珠代
- 3) 主催者挨拶 源内峠遺跡復元委員会
代表 松田 文男
- 4) 基調講演 奈良大学教授 坂井 秀弥 氏
「史跡」から学ぶ私達へのメッセージ
- 5) パネルディスカッション … (70分)
テーマ: 「史跡を活かしたまちづくり」
パネリスト ・ 高島市: 清水山城楽クラブ
・ 守山市: 下之郷じいちゃんズ
・ 大津市: 源内峠遺跡復元委員会
コーディネーター 奈良大学教授 坂井 秀弥 氏
- 6) 体験発表 “鉄造り体験”
大津市立瀬田北中学校 科学部
- 7) 昼食・休憩 (文化ゾーン内施設で弁当持参)
近代美術館・公園管理事務所・埋蔵文化財センター
- 8) 県埋蔵文化財センター: 見学 ～ バスで移動

《 第二部 》

- 9) 木瓜原遺跡見学
滋賀県教委 担当 畑中 英二 氏
構内コアステーション1階 遺跡展示見学
- 10) 山ノ神遺跡見学 大津市教委 田中 久雄 氏
- 11) 近江国庁跡・国府跡見学
- 12) 源内峠遺跡見学
- 13) JR瀬田駅前 (解散)



平成21年大津市新パワーアップ夢実現事業

「瀬田・まちづくり鉄サミット」

全国発信

飛鳥をささえた瀬田源内峠製鉄遺跡



子ども鉄サミット

日時:平成21年**10月24日**(土)
10:30~15:00 (雨天の場合は10月31日)

まちづくり鉄サミット

日時:平成22年**2月20日**(土)

会場:びわこ文化公園内



1. 歴史的背景

古くから「近江を制するものは天下を制する」といわれ、権力の争奪的となった古代近江は、近畿地方の最大の鉄生産国であり、60箇所以上の遺跡が残っています。

663年の白村江の戦いで大敗した日本は50トンの鉄を失ったと思われています。これを回復するために大増産する必要があり、技術者を朝鮮半島から呼び寄せ、技術の改良が行なわれました。(日本書紀巻27、670年足羅水碓を造りて治鉄す。と記されており技術の進歩がわかります。)

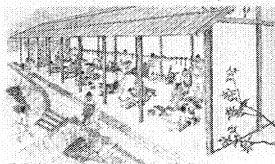
こうした最新技術によって営まれた7~8世紀頃源内峠遺跡や野路小野山遺跡で国家権力が介入し年間30トン程度の鉄生産が行なわれたと推定できます。

また、原料である鉄鉱石は、698年額日本紀巻1では「近江國に合して金青山を賦せしむ。」とあり甲賀の金勝山より採取されたとも書われています。

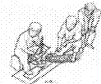
何故源内峠で鉄精錬が行なわれたのか、

- ①瀬田丘陵の南に広がる上山や南郷地域では、鉄の原料になる鉄鉱石が取れ、質の良い粘土や松など薪の原料手にしやすい地域です。
- ②鉄などを作る炉を造りやすい緩やかな傾斜が多く炉を造りやすい地形だったということです。
- ③近くを古代東山道が通り、瀬田川や大戸川が流れ、生産された製品を近江国内ばかりではなく近江の外に運びやすかった。このことから生産地には選ばれたのでしょうか。
- ④製鉄を管理していた、近江国庁など役所関係の遺跡にも近接している。

(参考文献:近江歴史街道調査部、歴史研究報告書より)



飛鳥・藤原京展 (2002年) 奈良文化財研究所編集 朝日新聞発行より引用

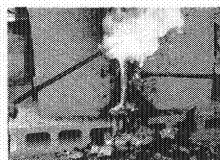


2. 源内峠遺跡復元委員会の活動経緯

- (1) 平成14年12月 源内峠遺跡の保全要望活動 (県議会にも取り上げられる)
- (2) 平成17年7月 瀬田丘陵生産遺跡群として国史跡に指定
- (3) 古代炉の復元

「源内峠遺跡」第4号炉をモデルにし、地元の住民と滋賀県教育委員会文化財保護部局が協働し、古代製鉄を学びながら遺構復元をした。

- ①平成18年11月 盛土 4m×4m×0.15mの造成し製鉄炉地下構造の造成
- ②平成19年3月 製鉄炉炉床基礎構築



③平成19年6月~9月 製鉄炉炉壁基礎構築 (フイロ穴より上は調査時の鉄滓の量から割り出し炉壁の高さを決めた。安全上から1/2の高さに作り上げた。)

④平成19年10月完成

(4) 鉄鉱石から鉄づくり

- ①平成20年3月 マキノ鉱山へ磁石を片手に鉄鉱石探し。
(713年「近江から磁石を輪納せしむ」とあり、磁石が献上されていた。)
- ②平成20年6月 松炭は3cmの大きさに切り、鉄鉱石は砂上に網かく砕く加工
- ③平成20年10月 実験製鉄炉の構築
- ④平成20年10月10日 製鉄実験4.2kgのウラを採取できました。

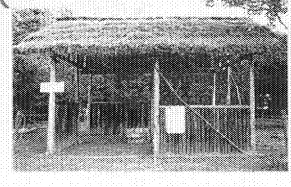
(5) 平成21年1月 知事とふれあい「さぶとん会議」

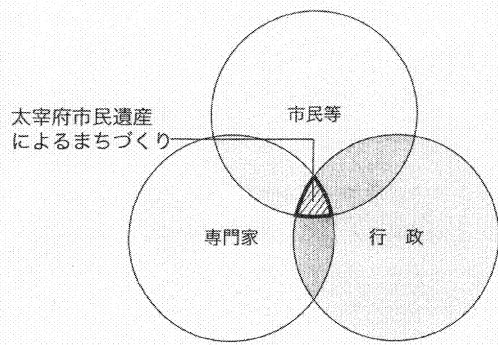
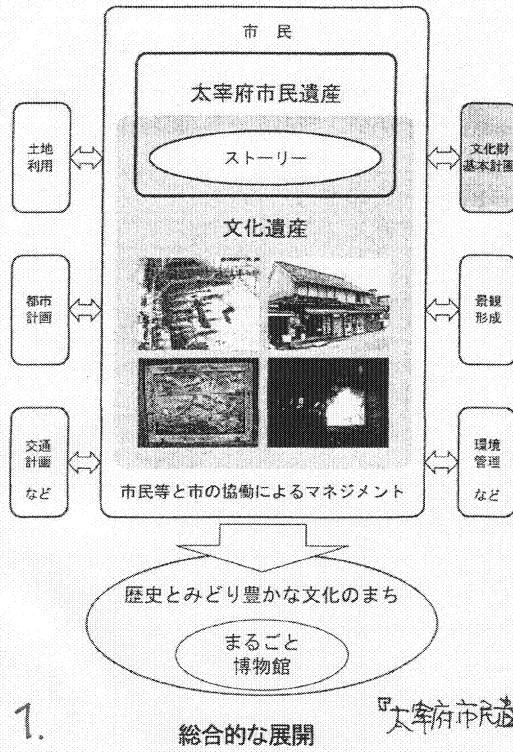
テーマ「文化財活用によるまちづくりと文化力」

(6) 子ども鉄サミット開催

古代飛鳥の工房で働く人の衣・食・住を『子ども鉄サミット』で体験し、まちへの親しみや誇りを持ち、市民同士の交流のきっかけづくりをする。また、この素晴らしい、色あせない歴史遺産を全国に発信する。

- ①平成21年8~9月 鍛冶工房小屋の建設
- ②平成21年8~9月 キャラクターの製作
- ③平成21年10月24日 子ども鉄サミットの開催
- ④平成22年2月20日 まちづくり鉄サミット





- ・活動団体等の登録
- ・太宰府市民遺産の認定
- ・育成プランの策定
- ・太宰府市民遺産のモニタリング
- ・文化遺産のマネジメント
- ・太宰府市民遺産を支える体制等

1.

総合的な展開

『太宰府市民遺産』

『太宰府市文化財保存活用計画』 2005

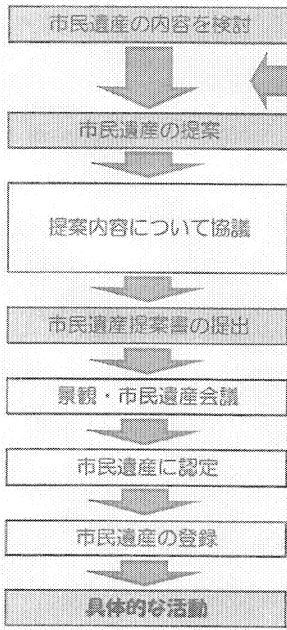
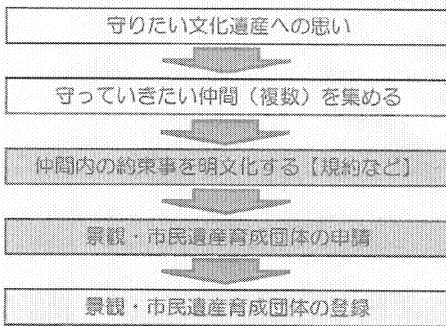
市民遺産の認定までの流れ

■市民遺産の提案と認定

●市民遺産の提案から登録までの流れ

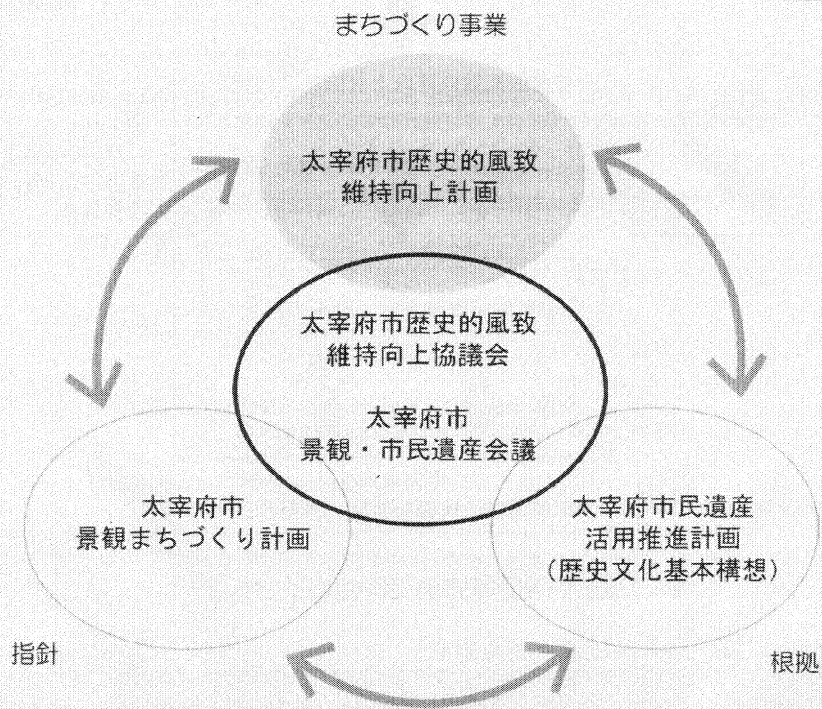
※景観・市民遺産育成団体が市民遺産の提案を行うことができます。まずは、仲間を募り、景観・市民遺産育成団体の申請を行ってください。仲間がおられない場合は、市広報を使って「仲間募集」を行うこともできます。ご相談ください。

●景観・市民遺産育成団体の登録



提案内容から申請書の書か方も事務局が相談に応じます。

- : 文化遺産を守りたいと思われた市民が行うもの
- : 景観・市民遺産育成団体が行うもの
- : 景観・市民遺産会議が行うもの
- : 市が行うもの



3つの計画による景観・歴史まちづくりの推進イメージ

【歴史的風致維持向上計画】(第5条)

市町村は基本方針に基づき、次に掲げる事項が記載された歴史的風致維持向上計画を策定し、国の認定を申請できます。

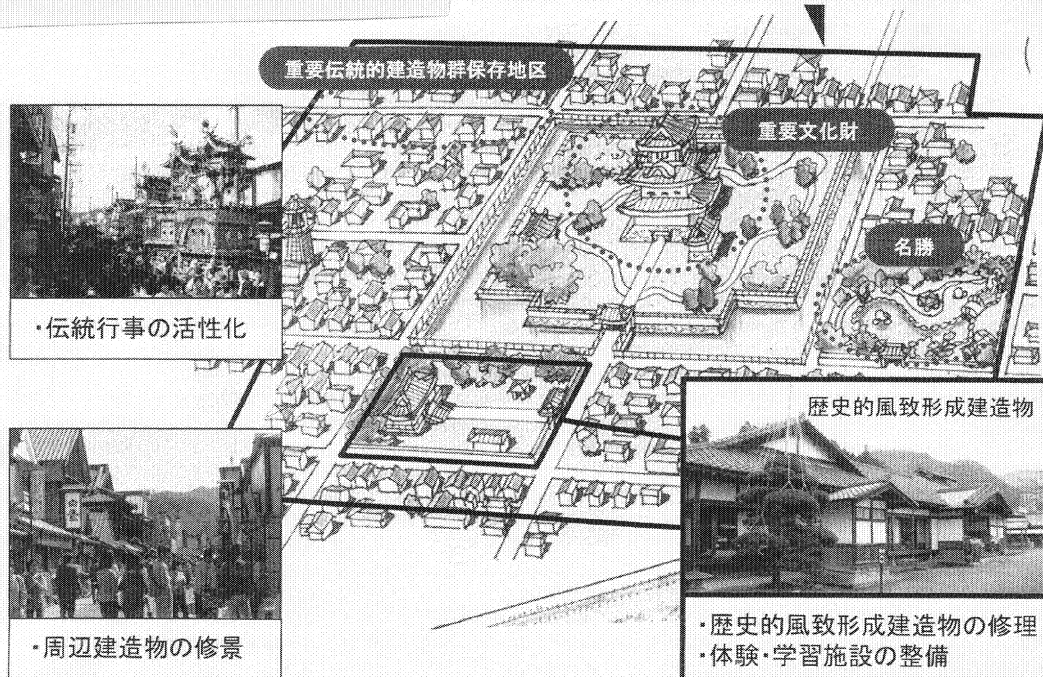
- ・歴史的風致の維持及び向上に関する方針
- ・重点区域の位置及び区域
- ・文化財の保存又は活用に関する事項
- ・歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する事項
- ・歴史的風致形成建造物の指定の方針
- ・計画期間 等

【重点区域】(第2条第2項)

次のいずれかに該当する土地の区域及びその周辺の土地の区域で、歴史的風致の維持及び向上を図るための施策を重点的かつ一体的に推進することが特に必要な土地の区域です。

- ・重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物として指定された建造物の用に供される土地
- ・重要伝統的建造物群保存地区内の土地

歴史的風致維持向上計画の重点区域
(重要文化財である建造物等を含むものとして設定)



事業の活用イメージ